

第2回 消費者の財産被害に係る行政手法研究会 議事要旨

1. 日 時：平成23年11月7日（月） 10：00～12：00
2. 場 所：消費者委員会大会議室1（山王パークタワー6階）
3. 出席者：
　　＜委員＞
　　小早川座長、磯辺委員、江野委員、鹿野委員、川出委員、後藤委員、佐野委員、
　　島岡委員、曾和委員、中川委員、町村委員、吉川委員
　　＜オブザーバー＞
　　最高裁判所事務総局民事局 朝倉第一課長、法務省民事局 小林参事官、
　　（独）国民生活センター相談情報部 鈴木情報提供課長
　　＜消費者庁（事務局）＞
　　福嶋長官、松田次長、川口審議官、堀井消費者制度課長、黒田消費者政策課長、
　　南企画官
4. 議 題：
　　財産に対する重大な被害の発生・拡大防止のための行政措置について②

5. 議事概要：
　　事務局より資料1から資料7に基づき、前回示された主な御意見、財産事案の特徴
　　などについて説明。
　　その後、吉川委員から消費生活相談の現場経験を踏まえての財産事案の特徴等につ
　　いて、鈴木オブザーバーから（独）国民生活センターにおける情報提供について説明。

吉川委員からの主な説明内容、鈴木オブザーバーからの主な説明内容、並びにそれ
ぞれの説明を踏まえての委員等からの意見・議論の主な内容は以下のとおり。

・吉川委員からの主な説明内容

- かつては、特定商取引法の指定商品制の対象とならないものがいわゆる「すき間」
として繰り返し発生してきたように、消費生活相談の現場は、常にいわゆる「すき
間」との戦いである。
- 資料4-1で整理された事例は昔から変わっていない。商品等が異なり、いわゆ
る「劇場型勧誘」や消費者の知識不足につけこむものなど手口は、様々であるが、
基本的には騙しである。
- 関係する法律で、問題だと分かっているのに実際に権限を発動した事例がどれくらい

あるか、検証する必要があるのではないか。

- (独) 国民生活センターによる公表と併せて消費者庁等による行政措置が速やかに行われることが必要であり、さらに事業者の財産を押さえられるようにしていただきたいというのが相談現場からの希望である。
- 消費者庁から、各都道府県・政令指定都市に対して、犯罪利用預金口座等についての金融機関への情報提供を積極的に行うよう連絡があったが、消費生活センターでは情報提供に躊躇することが多い。

・ 鈴木オブザーバーからの主な説明内容

- 情報入手先としては、資料8のとおり大きく分けて、相談受付情報、PIO-NET、PIO-ALERT、マスコミ取材の4つある。
- 「経由相談」については、解決困難な事例、初めて聞くような事例等さまざまな相談が全国の消費生活センターから寄せられ、端緒情報として大変重要なものだと考えている。
- PIO-NETは、相談件数、全国への広がりなどを分析するために利用している。
- PIO-ALERTの中の「急増指標」は、事業者や商品・サービスで件数が増加・急増傾向にあるものを一覧で見ることができる。外国通貨の公表事例についてはこれを端緒とした。
- 最近の公表事例ではいわゆる「劇場型勧誘」のものが目立っている。例えば、外国通貨、温泉付き有料老人ホーム利用権、水資源の権利、仏像などであるが、「劇場型勧誘」については、最近ではこれらのほかにも絵画、永代供養権などさまざまな商品、権利に広がってきている。

・ 委員等からの意見・議論の主な内容

〔以下、委員・オブザーバーからの発言を○、消費者庁からの発言を●と表記〕

① 行政措置の対象についてどのように規定すべきか

- 議論を聞いていると、i) 何らかの行政措置があるにもかかわらず、被害が繰り返されているという財産事案と、ii) 外国通貨の事例のように明らかな詐欺ではあるが、何らかの行政措置がないという財産事案、大きく2つに整理されるのではないか。

i) については、行政の効率性の観点からも、消費者庁が各省庁と連携を図って速やかに対応していくというのが前提ではないか。また、ii) については、誰が見ても悪質であり、こうした財産事案をどのように定義していくのか議論すべきであ

る。

- 資料4-1で整理された事例を見ると、対象行為としては概ね不実告知、事実不告知、断定的判断の提供の3つで網羅できるのではないか。
- いわゆる「劇場型勧誘」の場合、契約関係にあるのは、消費者と販売業者であり、販売業者には問題性を指摘しにくいので、買取業者と一体として行政措置の対象となる事業者として捉えることができないか。
- 対象行為としては、消費者安全法の「消費者事故等」で概ね問題ないと思う。付加的な要件として、全てに入れる必要はないが、(独)国民生活センターの公表基準が参考となるのではないか。

加えて、対象行為として「犯罪行為を助長する行為」といったものが考えられるのではないか。例えば、クレジットカードのショッピング枠の現金化の事例の場合、事業者が約款違反となる旨を消費者に説明すればよいという問題ではない。

- 対象行為を犯罪行為だけに限定するのは、その認定が困難な場合もあることなどを考えると狭すぎると思うが、不実告知等に加えて、犯罪行為を付加することは問題ないのではないか。
- 実効性という観点からは、基本的には消費者庁が各省庁と連携して対応していくべきである。
- 対象行為は、不特定多数の被害が生じる前に被害を食い止めるということに重点を置いて定めるべきであるが、一定の限定が必要ではないか。
また、いわゆる「劇場型勧誘」のような財産事案は、必ずしも不実告知等だけでは捉えられないのではないか。

② 行政措置の発動要件としてどのようなものが必要か

- 間口(対象行為)を広くし、被害の拡大等の発動要件で絞る形にしていきたい。
- 生命・身体事案では実効性の観点から、行政措置の対象にはバランスがとられている。同様の観点から財産事案も誰が見ても悪質な場合に限るべきである。

③ 行政措置の種類(勧告、命令等)はどのようなものが適当か

- 悪質な財産事案に消費者庁が行政措置をすることでどういった意義があるのか。
また、クレジットカードのショッピング枠の現金化の事例のような、法解釈で問題となる財産事案にはどのように対応していくのか。
- 運用上の問題は別として、消費者庁が事業者に直接行政措置を可能にするという点では意義があると思う。

法解釈で問題となる財産事案については、各省庁と連携した上、各省庁で対応できないとされた事案を、消費者庁が対応することになる。

- 資料2においては、業所管庁ではない消費者庁では業務停止命令が難しいという前提で整理されているように思うが、最初から故意に詐欺を行っている事業者に対しては、業務停止命令はもとより、解散命令のような強力な措置が必要ではないか。
- 消費者を騙す場合のほか、強引に勧誘して判断できなくさせる場合があるため、消費者が消費生活センターなどに相談できる時間的な余裕を作れる規制の在り方も考えられるのではないか。
- 直感的に、悪質な事業者に対して勧告・命令して実効性があるのかは疑問である。財産事案で効果的と考えられるあらゆる行政措置の内容についても整理し、資料として提出していただきたい。また、より具体的な議論をするためにも、消費者庁としての方向性を示していただく必要がある。
- 今回の資料は、前回の委員からの御意見を踏まえ、具体的な事例を前提に作成したものであり、委員の自由な御意見をいただくため、特段の方向性を示さなかったものである。御要望いただいた資料を含め、次回又は次々回にお示ししたい。

④ どのような調査権限が必要となるか。

- 関連する事業者を調査の対象とするなど、現行の消費者安全法の調査権限から更に拡充するよう検討していただきたい。
- 調査権限の拡充は重要であり、現実的にも必要性があるので、是非実現していただきたい。

⑤ その他

- 資料4-1で整理されている個別業法・個別法の適用が考えられる事例において、実際の行政対応はどうなっているか。
- 資料4-1は、実際にどのように法の適用をしたかを示したものではない。基本的な考え方として、個別業法等の適用が考えられる場合には、消費者庁はできるだけ早く各省庁に情報提供を行い、消費者庁と各省庁等で連携して対応している。
- 財産事案では半年で7,000件以上の消費者安全法に基づいた通知を受けている中、それに比して消費者安全法に基づいた注意喚起が行われた事例が少ないのはなぜか。
- 消費者安全法に基づいた注意喚起では事業者名を公表しているが、行政機関が事業者名を明らかにした上で公表する以上、しっかりとした事実関係調査をするのに時間を要する場合がある。

- 関係する個別業法や個別法があるもので、うまく運用がなされていない場合には、当該法律を個別に改正するには時間を要するため、消費者安全法を活用できないか。
- 行政全体でいわゆる「すき間」のない対応を行うということが消費者安全法の立法趣旨であり、各省庁による行政措置があるものについては、消費者庁から措置要求を行うことがありうる。
- 消費者安全法に新たな行政措置の導入することと併せ、調査権限もまた拡充する。他省庁に措置要求をするか、消費者庁が直接行政措置を採るかは調査に入らないと分からないので、十分な調査を可能とすることに意義があると考えている。
- 資料４－１の事例を見ると、高齢者が被害にあっていることが多い。構造的な理由として何かあるのか。また、こうした消費者が騙されないためにどういった対応が考えられるのか。
- 消費者基本法では、「自立した消費者」に対する支援が謳われている。消費者庁では、情報提供に加え、消費者教育にも力を入れているところ。
高齢者には「見守りネットワーク」ということで、民生委員など高齢者の周りにいる人々に働きかけを行っている。

最後に事務局から連絡事項。

(以 上)

※ 本議事要旨は議事の内容を、暫定版として事務局の責任で取りまとめたものであり、今後修正があり得ます。

[問合せ先] 消費者庁消費者制度課 TEL: 03-3507-9128 FAX: 03-3507-9279
--